

第13回教育委員会定例会 案件表

日 時

令和6年7月12日(金) 午前10時00分から

議 題

1 陳 情

- (1) 令和6年陳情第1号 教科書採択にあたってより多くの教職員から意見を聞き、採択に反映させることを求める陳情書

2 協 議

- (1) 旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置について〔継続審議〕

3 報 告

(1) 教育長報告

- | | |
|-------------------------------|-------|
| 令和6年第二回練馬区議会定例会における一般質問要旨について | (資料1) |
| 令和6年度イングリッシュキャンプの実施について | (資料2) |
| 令和6年度練馬区立中学校生徒海外派遣概要について | (資料3) |
| 学童クラブへの電子連絡帳アプリの導入について | (資料4) |
| 練馬区立高野台保育園民営化実施計画(案)の策定について | (資料5) |
| その他 | |

2024年 7月 1日

教科書採択にあたってより多くの教職員から意見を聞き、
採択に反映させることを求める陳情書

練馬区教育委員会
教育長 三浦康彰 様

要旨

教科書採択にあたっては、より多くの教職員から意見を聞き、採択に反映させること

理由

今年度は、中学校教科書の採択の年にあたります。

現在の制度では、「教育委員会が教科書を採択する」ことになっていますが、子どもたちによりよい教科書を手渡すためには、日々子どもたちと一緒に教科書を使って授業をすすめる、子どもたちが理解する道筋や、つまずきやすい内容・場面などを熟知している教員の意見を十分にくみとった上で採択が行われることが不可欠だと考えます。

日本政府も批准しているILO・ユネスコ「教員の地位に関する勧告」は、「8. 教員の権利と責任」の中で「教員は、児童・生徒に最も適した教材および方法を判断するために格別の資格を認められたものであるから、承認された計画の枠内で、教育当局の援助を受けて教材の選択と採用、教科書の選択、教育方法の適用について不可欠な役割を与えられるべきである。」「教員と教員団体は、新しい課程、新しい教科書、新しい教具の開発に参加しなければならない。」と述べています。

ところが、練馬区ではここ数年、学校意見を聞くことをやめ、教育委員5人の多数決だけで教科書を採択しています。調査委員の分析に基づく答申を参考にしていることをもって教員の意見も聞いている、としますが、それは一部の教員であり、人選の仕方で偏りも生じます。また、教科書協議会の答申やその元となる調査委員会報告を見てもどの教科書が現場で教える教員にとって使いやすいかの観点では書かれておらず、教育委員の皆さんが選ぶ参考になる「意見」と言えるものにはなっていません。おそらく、見本展示会に訪れて意見を提出したもののほうが、率直に使うことになる教員の立場で書かれており、参考になるのではないかと思います。教育委員も参考にしたと思います。教員向けの見本展示会場を作っても教員は多忙で、管理職からの積極的な働きかけもなく、展示会を訪れ、教科書見本を手に取った教員は4会場ですべての教科書で教えるだけの受け身の教員になっていきます。

採択の教育委員会の議論を聞いても見やすさや写真の量など本質的でない意見が出されています。教育委員は専門家ではなく、教育委員の立場からしても大量の教科書



の細部まで検討することは不可能です。また、最後に教育委員会で決めるにしても、それまでに多くの教員の検討も経なければ民主的な選定とは言えません。民主主義とは意見の違いを前提としてその多様な意見を闘わせて真実に近づけようとする、人類が築き上げてきたやり方です。なるべく多くの、実際にそれを使って授業する教員の多様な意見があってこそ、教育委員の参考にもなると言えます。

中学校教科書が採択された2020年度の教育委員会の議論を聞いても数学と英語で今まで議論にも上がらなかった数研出版、光村図書が選ばれた理由がわかりませんでした。教科書協議会の答申やその元となる調査委員会報告を見てもわかりません。特に英語に関しては、「使いにくい」という声しか聞きません。なるべく現場で教えることになる教員の率直な意見を反映したものにするためには、最終的には教育委員の合議で決めるにしても、かつて行われていた学校ごとの意見を提出する方式に戻すべきです。

かつて練馬区では、子どもたちによりよい教科書を手渡すとりくみのひとつとして、検定に合格した教科書を現場の教員と研究者の協力を得て分析・検討しながら、『教科書検討資料（研究報告書）』を作成し、学校現場の教員の意見を参考にしながら教科書採択が行われてきました。

今後の教科書採択にあたっては、直接子どもたちの教育に携わる教職員の意見が十分尊重されるよう上記「要旨」の陳情をいたします。

令和 6 年 7 月 12 日
教育振興部教育総務課

令和 6 年第二回練馬区議会定例会 一般質問要旨【教育委員会関係】

部活動の地域移行について

【質問】

国は、令和 4 年 12 月、学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドラインを示し、5 年度から 7 年度までの 3 年間で改革推進期間としている。区には、多くの地域スポーツクラブがあり、それらが学校と連携し、これまでの部活動の教育的意義を継承・発展していくことで、生徒が生涯にわたりスポーツに親しむことができる機会を確保できるものとする。部活動の改革を進める一方で、これまでの生徒の多様な活動の機会が奪われないよう、学校内外の環境を一層整備していく必要がある。

区が実施した時間外在校時間帯の実態調査では、中学校教員の時間外在校時間が長い要因のひとつとして、部活動指導に従事する時間が長いことが挙げられる。今後、部活動指導を教員以外の者が担うようにならなくては、中学校教員の時間外の在校時間は改善されないと考える。教員の負担軽減のために、部活動指導員の拡大を進めるべきと考える。特に単独での指導や大会への引率が可能である部活動指導員を 1 校に複数配置できるようにすることが重要である。区の考えを伺う。

一方、部活動の指導を目指して教職についている教員も多数いるとも聞いている。このような教員の部活動指導の機会を奪わないようにしていただきたいと思うが、区の考えを伺う。

令和 6 年第一回定例会において、部活動の地域移行の現状について、教員、生徒や保護者に対してアンケート調査を実施したこと、関係団体を含めた検討会議を実施していくとの答弁があった。生徒や保護者のニーズを的確に把握し、ニーズに合った地域活動を実施していくべきと考えるが、アンケート結果の概要および結果を基にした今後の検討会議の進め方について、区の考えを伺う。

【答弁】

部活動の地域への移行は、教員の働き方改革の視点に加え、地域が一体となって進めるスポーツ・文化振興という視点からも意義あるものと考えている。国は、令和 7 年度までを改革推進期間とし、休日の部活動の地域移行に向けた環境整備を段階的に進める方針を示している。

区では、教員の負担軽減および部活動における専門性の高い指導の実現に向けて、令和 2 年度から部活動指導員の配置を進めてきた。令和 6 年度は、19 校に計 23 名の配置をしており、今後更に拡充していく。

昨年度、中学校の教員、生徒および保護者の部活動に関わるニーズを把握するためのアンケート調査を実施した。回答した教員の約 2 割が「今後も部活動の顧問を引き受ける」、約 4 割が「条件次第では引き受ける」との意向を示しており、地域移行後の教員の関わり方について、検討を進めていく。

同調査では、生徒および保護者から「休日に部活動の代わりに地域クラブの活動に参加したい」「専門性の高い指導員から指導を受けたい」という声が多くあった。今年度に、SSC やスポーツ協会、文化振興協会等の関係団体を含めた検討会議を立ち上げ、区立中学校における休日部活動の地域移行に向けた方針の策定を進めるとともに、スポーツ団体と連携したモデル事業の実施を検討していく。

学校ICTについて

【質問】

自然災害や感染症が発生した際、子どもたちは最も影響を受けやすい存在であり、教育や心のケアは重要である。

区は今年度から、指導者用のデジタル教科書の導入や教育ネットワーク回線のWi-Fi化など、ICTを活用した教育内容の充実に取り組むとのことだが、自然災害や感染症といった緊急時でも、子どもたちの学びを継続し、繋がることが重要と考える。そのためには、平常時のみならず緊急時も想定した環境整備と日頃からの活用・備えが必要と考えるが、区の所見を伺う。

【答弁】

災害や感染症拡大等の緊急時に、児童生徒との繋がりを確保し、教育活動を継続するとともに、心のケアを行っていくことは重要と考える。各学校では、日頃から、欠席児童・生徒へオンラインによる課題配信を行っているほか、状況に応じて授業のライブ配信やオンライン面談を行うなど、ICTを活用した支援を実施している。

今後も、ICT支援員による支援や「教育ICT実践事例集」の活用等により、緊急時にも対応できるよう、教員全体のICT活用能力を高めていく。

また、児童生徒用のタブレットパソコンや昨年度新たに導入した保護者向け情報伝達サービスを活用し、安否確認・相談体制を整備していく。

食育推進について

【質問】

区は、2050年の二酸化炭素実質排出ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」を宣言し、この目標の達成に向け、昨年9月に「練馬区環境基本計画2023」を策定した。

学校給食の調理過程で排出される残渣量や、給食の食べ残しの量を可能な限りゼロに近づける努力をすることが、脱炭素社会の実現に向けた取組ではないか。

区として生きた環境教育になるよう、給食残渣についてCO₂削減に繋がる“見える化”を行い、行動変容に繋がられるよう取り組むべきと考えるが、区の所見を伺う。

環境教育をさらに充実させ、食品ロス削減の取組を推進するには、栄養教諭の存在は重要である。平成17年4月に栄養教諭制度が開始されたが、令和5年度の配置人数は、全国47都道府県6,924名中、東京都はわずか77人、練馬区においては5名に留まっている。令和3年に文部科学省が行った「栄養教諭の配置効果」に関する調査研究報告でも、配置した場合の効果を示されており、学校栄養職員が栄養教諭資格取得に進んで取り組む環境整備や栄養教諭の新規採用を一層推進するよう、東京都教育委員会に働きかけるべきと考えるが、区の所見を伺う。

【答弁】

教育委員会では、「第4次練馬区立小中学校における食育推進計画」において、「児童生徒に食べ残しによる食品ロスの実態を理解させ、食を通じた資源循環について学んでいけるよう取り組む」こととしている。一部の学校では、日々の給食残渣の量を記録し、それを共有することで、児童生徒のCO₂削減に向けた行動変容につなげる取組を行っている。今後、より多くの学校での実施に向けて、完食の強制とならないよう十分に配慮しながら、働きかけていく。

栄養教諭の職務は、献立作成や衛生管理などの給食管理に加え、肥満・痩せ・偏食等児童生徒への個別指導、学級担任と連携した食に関する指導、食に関する学校全体の指導計画の作成など栄養職員に比べ多岐に渡る。都は、栄養職員から栄養教諭への切り替えのための講習受講を促進しているが、昨年の受講者は都全体で18名、練馬区の栄養職員は1名にとどまっている。区は都に対して、栄養教諭の職務内容の周知や、事務負担の軽減の検討などを働きかけていく。

環境教育について

【質問】

国は昨年3月に「生物多様性国家戦略」を閣議決定し、その中の行動目標の一つに学校等における生物多様性に関する環境教育を推進することが掲げられている。そこで区としても、学校の園庭や、中里郷土の森など区立施設を利用し、園庭ビオトープを総合学習の時間に取り入れ、環境教育を行っていくことを要望するとともに、全国学校・園庭ビオトープコンクールに挑戦するなど、学んだことを発表できる取組も併せて要望する。区の所見を伺う。

区では、改築校5校がこれまでエコスクール・プラスの認定を受けている。しかし、令和3年度より国の指針で、エネルギー消費量5%以上削減するZEBレディを達成することが条件となったため、認定を受けるのが難しくなったと聞いている。今後の学校施設改築は、エネルギー消費量40%以上削減するZEBオリエンテッドレベルを確実に目指すことを要望する。区の所見を伺う。

カーボンニュートラル実現のため、温室効果ガスの年間吸収量がグリーンカーボンよりも多いブルーカーボンへの取組も現在注目されている。ブルーカーボンとは沿岸・海洋生態系に取り込まれ、そのバイオマスやその下の土壌に蓄積される炭素の事で、横浜市や大手民間企業等が、各地でアマモなど海藻の生育を行っている。先日、区役所のアトリウムで開催された環境月間のパネル展でも紹介されたが、カーボンニュートラルの様々な取組を早い段階から子ども達に周知し、一人ひとりに意識を持たせることが重要だと考える。子ども達の未来のために、体験学習などを通じて様々な環境教育を今後検討すべきと要望する。区の所見を伺う。

【答弁】

子どもたちが生物多様性に関する理解を深め、身近な自然に直接触れることは大切である。校内にあるビオトープや中里郷土の森など区内の公園等で、生物や植物の観察を行うとともに、総合的な学習の時間で成果を発表するなど、自然体験活動を積極的に取り入れている。

区は、環境基本計画2023に基づき、新築・改築する区立施設は、建物の用途や特性等を踏まえて、原則として一次エネルギー消費量を30%～50%以上削減することを目指している。今後、区立小・中学校の改築においても同様に取り組んでいく。

カーボンニュートラルに向けて、教育委員会は、家庭で取り組むエコライフチェックを進めている。CO2削減を目指し、使っていない部屋の電気を消すことなど日常生活の行動変容につなげている。また、練馬区地球温暖化対策地域協議会が作成したデジタル教材を活用し、クイズ形式で楽しく学べるようにしている。校外学習では、清掃工場や埋立て処分場でCO2削減に向けたリサイクルやリユースなどの作業工程を見学している。今後も、学校内外での様々な学習機会を設け、環境教育を推進していく。

教育環境の整備について

【質問】

2階以上にある体育館は、災害時に高齢者や体が不自由な方々の避難が難しいため、避難拠点を運営する上で課題がある。区は、本年3月に策定した学校施設管理実施計画において、2階以上にある体育館を1階に配置した場合のシミュレーション結果で、校舎等と体育館棟全てを改築した場合には、11校全てで1階に体育館を配置することは可能と示している。まずは、超大規模校の中村小をはじめとする2階以上にある体育館の抜本的な対策として、早期の改築に着手するべきである。区の考えを伺う。

小中学校体育館への空調機設置については、整備計画では令和7年度までに完了する予定とのことである。一方で、中学校では柔道や剣道が必修になっている。温暖化の影響に

よる夏の酷暑や感染症対策等による児童生徒の健康面を踏まえると、体育館に合わせて武道場にも早期に空調を設備すべきである。

本年3月に策定された第3次みどりの風吹くまちビジョンでは、令和8年度から、設置から15年が経過し老朽化の進む普通教室の空調設備の更新と合わせ、中学校武道場への空調の整備に取り組むと明記された。そこで、今年度以降、21校の武道場への空調設備について、どのように取り組まれるのか区の考えを伺う。

【答弁】

体育館が2階以上にある学校は、その規模に対して校地面積が狭隘である。教育委員会では、令和4年度に2階以上にある体育館を1階に移すことが可能か、シミュレーションを行った。その結果、該当する小学校11校は、校舎棟および体育館棟全てを改築する場合、1階に配置することが可能であるが、運動場面積の確保や形状に課題があることが判明した。今後、シミュレーションの結果をもとに、築年数が古い順から個々の学校の改築方法について検討し対応方針を決定する。各年度の具体的な改築実施校は、建築年数、学校の適正配置、近隣校の改築時期等を考慮し、選定していく。

区では、体育館への空調設置が完了した後の令和8年度以降、普通教室の空調機の更新と合わせて、武道場への空調機の設置を順次行っていく。また、空調機設置までの間の熱中症対策として、今年度から全21校の武道場に冷風機を配備していく。

35人学級の実施に向けた普通教室の確保について

【質問】

令和3年度から公立小学校の学級編制の標準が35人へ引き下げられ、令和7年度までに段階的に小学校6年生まで適用・実施される。35人学級の対象学年が拡大することで、増加する学級数に対応する普通教室の確保が大きな課題である。区の全体の児童数は横ばいだが、地域差が生じている。例えば、児童数の増加が見られるのは、光和小、北原小、谷原小、下石神井小などである。特に光和小の周辺では区が推進する石神井公園駅南口再開発事業等により、駅周辺の人口は更に増加すると考えられ、児童数の増加に影響を与える。35人学級の実施に向けた普通教室の確保について、区の見解を伺う。

【答弁】

学級編制は、国の義務教育標準法や都の学級編制基準に基づき実施している。令和6年度は、小学1年生から4年生までに加え、小学5年生の学級を35人で編制した。教育委員会では、学区ごとの年齢別の人口をベースに、私立小学校等への入学率を加味して、将来的に必要な教室数を推計している。普通教室が不足する場合には、少人数教室や多目的室など既存教室の利用方法の見直し等により対応することとしている。大規模マンションや宅地の開発等により推計が大きく変動する場合には増築を含めた検討が必要と考えている。引き続き、児童数の動向を注視し、必要な普通教室を確保していく。

教育について1

【質問】

ハリポッタースタジオツアー東京がオープンして1周年を迎える。全ての子どもたちが施設で教育プログラムに参加できるようにいただきたい。現状と今後の予定について伺う。

子どもへの支援として、防災備蓄品等の生理用品を活用し、公共施設のほか、区立小中学校では、年間1500件余り保健室での生理用品の配布実績がある。保健室での配布となると、急に必要になったり、言い出せなかったりするため、学校トイレへの生理用品の配置を要望する。

【答弁】

ワーナーブラザーズでは、映画製作に携わる様々なスタッフの役割や技術を学び、体験する教育プログラムを用意しており、昨年度は、試行的に施設近隣の小中学校4校が招待

され体験した。利用にあたっては体験人数に制限があることや費用負担が必要となることなどの課題があるため、今後ワナーブラザーズと協議していく。

各学校では、養護教諭が児童生徒の身体や家庭の状況について把握する契機とするため、保健室で生理用品の配布をしてきた。学校や保護者からは、「早急な対応が必要となり、保健室まで来ることが困難な場合がある」「小中学生は、いつ必要になるかという不安が大きい」などのご意見が寄せられている。このため、今後トイレにも設置するよう学校と協議を進める。

教育について2

【質問】

これまで生理用品にかかわる要望してきたが、区は「各学校では保健室での生理用品の配布や日常的に受けている各種相談の中で実態を把握し、適切に対応している」と答弁されてきた。そこでどうが、区内小中学校の保健室で提供している生理用品は、平均で一クラスあたり年間のべ3人弱である。それほど少ないサンプルで本当に実態把握や適切な対応をしてきたと言えるのか。区の所見を伺う。

生理用ナプキンをトイレに設置した学校の養護教員からは、家庭環境や課題背景を把握しづらくなり、性に関わる問題を捕捉しづらくなったという意見もある。しかし保健室を含め、いつでもどこでも性と生殖について相談できる教育現場こそ必要ではないか。包括的性教育に取り組むことで解消できる課題はたくさんあると思うが、区の見解を伺う。

【答弁】

各学校では、養護教諭が児童生徒の身体や家庭の状況について把握する契機とするため、保健室で生理用品の配布をしてきた。学校や保護者からは、「早急な対応が必要となり、保健室まで来ることが困難な場合がある」「小中学生は、いつ必要になるかという不安が大きい」などのご意見が寄せられている。このため、今後トイレにも設置するよう学校と協議を進める。

現在、区立小中学校では学習指導要領に基づき、主に保健分野の学習において、望ましい人間関係や体の発達など、発達段階に応じた性に関する正しい知識や考え方を身に付ける学習を行っている。また、あらゆる教育活動を通じて、互いの人権や自他の生命を尊重する心情を育む教育を展開し、国際セクシャリティ教育ガイダンスが示すコンセプトと同様の内容を学んでいる。思春期に表れる体の変化は、変化の仕方や表れる時期に個人差があること、他人と違うと感じるなど、不安があるときは養護教諭や担任、スクールカウンセラーなどに相談できることを伝え、安心して学校生活を送れるよう指導している。

学校が、性行為や避妊など学習指導要領に示されていない内容を校長の判断により実施する場合は、平成31年3月に東京都教育委員会が定めた「性教育の手引き」に基づき、児童生徒の実態を十分踏まえ、保護者に丁寧に説明し、理解・了承を得て実施するなどの慎重な対応を行うこととしている。

児童生徒の身体的・精神的発達や、個々の性に関する知識の個人差にも十分配慮する必要があるため、全ての学校で一律に実施するものではない。

教育について3

【質問】

いわゆる「日本版DBS」制度創設のための法案が衆議院本会議で可決された。行政が認可する保育所や学校などについては、こども家庭庁が構築する情報照会システムにより、子どもと接する仕事に就く人の性犯罪歴を確認することが義務化される。

区は、昨年の区内中学校で起きた性犯罪事件を受けて「性暴力等防止特別委員会」を設置し、対策などを協議されてきたが、どのような議論がされたのか、また「日本DBS」との整合性や今後の体制など、区の所見を伺う。

昨年他区で発生した、校庭や園庭に埋め込まれている杭等の事案を受け、区も全校の一斉チェックをされたが、今後も小・中学校の改修・改築工事が進められることや日々の安全面からも定期的なチェック体制が必要と考える。区の所見を伺う。

【答弁】

性暴力等防止特別対策委員会は、学識経験者、医師、弁護士、心理士の4名を構成員として昨年12月に設置し、先月までに4回開催した。委員会では、これまでに区立小中学校で発生した教職員による性暴力の事案と、区教育委員会・学校の性暴力防止に向けた取組を報告した。今後、これらの取組に対する評価と課題、未然防止、早期発見、初期対応等の具体策について、夏までに提言をいただく予定である。対策委員会の提言とともに国会で審議中の「日本版DBS」の内容を踏まえ、区としての対策を検討していく。

昨年度、改築中の学校を除く全区立小・中学校を対象に、専門事業者が金属探知機により校庭に埋没した釘等の調査と除去作業を実施した。引き続き、安全点検時や運動会等の校庭を使用する行事に合わせ、複数の教職員により危険物の有無を確認する。また、地中に埋め込んだラインマーカースの場所および本数の記録・管理、破損した場合の速やかな交換などを行い、校庭使用時の安全確保に取り組んでいく。

教育について4

【質問】

ゲーム依存・ゲーム障害については、急速に進む低年齢化が危惧されており、特に小中学生は短期間で重症化し、不登校等の背景にもなりかねない。そこで、専門的な相談体制とともに、不登校に関する情報をまとめたガイドブックの作成を提案する。区の所見を伺う。

現在、境界知能（主に医学・教育などの分野で、おおむねIQ70からIQ84の範囲に入る人を表す）の人は、教育や福祉の支援を十分に受けることができない。自分が境界知能の範囲に入っている事さえ自覚なく、何かおかしいと思いつつ、日常生活を送り、年齢を重ねてしまっていると考えられる。

区内の小中学校の学校現場では、学習と行動のチェックリストを作成し、一人ひとりの実態を把握しているとの事だが、教員の方には境界知能について、より理解していただき、寄り添った支援を要望する。区の所見を伺う。

【答弁】

区立小中学校では、道徳や保健の授業を通して、長時間のインターネットやゲームによる心身への影響や適切な利用について指導している。また、スクールカウンセラーが保護者からの相談に応じている。今後は、ゲーム依存症など、不登校の要因や相談先等に関する情報提供の充実について検討していく。

各学校では、境界知能を含む配慮や支援を必要とする児童生徒への支援として、東京都教育委員会が作成した「学習と行動のチェックリスト」等を活用して、困っている様子が見られる児童生徒の学習や生活の状況について実態把握と情報共有を組織的に図るとともに、個に応じた支援に取り組んでいる。

若年層のオーバードーズへの対応について

【質問】

若年層のオーバードーズの背景には、社会的孤立や生きづらさがあるだけに、相談窓口や居場所づくりの施策の充実も必要である。区では、昨年7月からweb等を使って相談する「ねりまホッとアプリ+」の運用を開始した。子どもたちが安心して悩みを相談できるものにするためには、相談しやすい環境を整えるとともに、悩みを抱えた時に子ども自身がそれを客観的に把握し周囲に助けを求められるようにする事や、子どものSOSに周囲が気づき早期に対応することが必要である。そのためには、スクールソーシャルワーカー等との連

携や職員研修、体制の強化が必要と考える。区の考えを伺う。

【答弁】

昨年7月に、区立小中学校の児童・生徒に配布したタブレットパソコンなどから悩み事等の相談ができる、ねりまホッとアプリプラスを導入し、より相談しやすい環境を整えた。

また、小中学校では、ふれあい調査アンケートを年3回実施するとともに、小学3・5年生と中学1年生全員を対象とした面接や、SOSの出し方に関する指導を行うなど、困ったときに児童・生徒自らが助けを求める力の育成を図っている。

生活指導担当の教員に対し、オーバードーズを含めた薬物乱用に関する研修を今年度から実施する。

さらに、気がかりな児童・生徒を早期に相談や支援につなげるため、昨年度から、スクールソーシャルワーカーを増員し、学校訪問の回数を増やしている。今年度は、常勤の統括スクールソーシャルワーカーを配置し、すみやかに関係機関と連携した支援ができるよう、体制を強化した。引き続き、子どもたちへの支援の充実に取り組んでいく。

特別支援教育と適正配置について

【質問】

特別支援教育について、区は今年度特別支援教室に関わる方針を策定するとしている。

そして、そのために有識者委員会を立ち上げるとのことだが、障害当事者と教育現場の声をどう吸い上げようと考えているのかを伺う。

また、特別支援学級の課題である通学距離の長さや、それに伴う家族への負担を軽減することも踏まえ、区内の特別支援学級の設置校を増やすことが必要ではないか。区の所見を伺う。

これまで情緒障がい学級については、通級となっていたあり方を見直し、教員が巡回する方式に見直された。その見直しと合わせ、学級編成基準が教員一人につき子ども10人から12人に引き下げられた。情緒障がい学級の配置基準をもとに戻すこと、また他の障がいの学級編成基準、教員一人につき8人という基準も30年変更されていないことから、早急に見直すよう都に求めるべきである。区の見解を伺う。

区が2017年に示した「練馬区立小・中学校における特別支援教育充実の取組」の中では、スクールソーシャルワーカーや心のふれあい相談員などの教員を支援する体制の強化は教育的効果があると評価している。教員の負担を軽減する意味でも、教員をサポートする体制を抜本的に強化するべきだが、いかがか。

都は特別支援教室の指導期間について原則1年としている。区は、指導目標の達成度を基準に校内検討委員会などで検討し、保護者の理解を得たうえで退室の有無を決定しているとしているが、そうした在り方が、現場ではできるだけ早く退室させる圧力として強まっているとのことである。もしこうした機械的な対応があるとなれば、早急に改善するべきである。区の見解を伺う。

階段昇降機は支援を必要とし、時間もかかることを考えればバリアフリーとは言えない。エレベーターを設置すべきである。エレベーターは、2004年以降建設された学校には整備されている。区は築50年を超えた学校について長寿命化を検討しており、実際に長寿命化を決定した学校については、様々な制約から設置できないとのことだが、築50年未満の建物については調査すらしていない。直ちに調査すべきである。区の所見を伺う。

【答弁】

区は、第三次みどりの風吹くまちビジョンに基づき、今年度、新たな方針を策定することとしている。策定にあたっては、有識者や障害者団体の代表者、学校関係者等を委員とする特別支援教育推進委員会のほか、在籍児童生徒や保護者、教員にアンケートを実施し、広く意見を伺っていく。頂いたご意見を踏まえて検討し、方針の中で、多様化するニーズへの対応や特別支援教育の充実に必要な具体的な取組、特別支援学級の増設について示していく考えある。

教員の定数については、義務教育標準法で規定されており、特別区教育長会を通じて、特別な支援が必要な児童・生徒に指導を行うための教員定数の改善について、既に都に要望している。

教員のサポート体制については、特別支援教室専門員のほか、授業中の児童生徒の学習を補助する学校生活支援員、学習教材の準備など教員業務を補佐するスクールサポートスタッフを全校に配置している。今後も、教員の負担軽減や児童生徒へのよりきめ細かな指導ができるようサポート人材の配置の充実に取り組んでいく。

特別支援教室は、発達障害のある児童生徒を対象に全小中学校に設置している。特別支援教室では、児童生徒個々の課題に応じた指導目標を設定し、個別の指導を行っている。都の運営ガイドラインでは、目標の達成状況や指導の振り返りを行うため、指導期間を原則1年間と定めている。各学校では、都のガイドラインに基づき、年度末に校内委員会において振り返りを行い、目標が達成できている場合には退室、できていない場合は支援延長の判断をしている。退室後も個々の状況に応じ、在籍学級における見守りなどの支援を継続するほか、新たな課題が見られた場合には、再度特別支援教室での指導を行っている。機械的な対応をしているとのこと指摘はあたらない。

現在、区立小・中学校16校にエレベーターを設置している。教育委員会では、国の建築物移動等円滑化基準に適合するよう、学校を改築する際にエレベーターの設置を進めている。既存校舎へのエレベーター設置については、校舎の耐震強度に影響を与えること、現行の建築法令に基づく日影規制に抵触すること、設置のための十分なスペースを確保できないことなどから困難である。車いす利用者が在籍する学校には階段昇降機を設置しており、今後、長寿命化改修を行う学校への設置を進める。

児童相談行政について1

【質問】

6月1日、東京都練馬児童相談所が開設された。区の子ども家庭支援センターと同一施設に設置されたことで、今後はこれまで以上に、対応が迅速に行われると期待している。

児相の在り方に関して様々な反対の声があるなか、区はこの間、児童相談は区の寄り添い支援と都の広域専門的なサービスが連携することこそが必要であると、一貫した信念をもって取り組まれてきた。この度の児童相談所の開設は、こうした区のぶれない姿勢が結実したものであると考えている。

練馬児童相談所の開設を契機に、区が今後、どのように児童相談行政に取り組むのか、その考えを伺う。

【答弁】

全ての子どもには無条件で絶対の愛情が不可欠であり、虐待などトラウマを抱えた子どもには、これに加えて客観的で専門的なケアが必要である。この両者を同じ行政主体で担うことはできない。前者は住民に身近な区が対応しく、後者は広域自治体である都が適している。しかし、現状を見ると、多数の区立児相と都立児相が併存している。児童福祉司の育成と交流、施設入所の調整など、広域的な調整機能、専門機能の構築に、都と区が協力して取り組むことが求められている。

家庭の崩壊や虐待などで児相の対象となる子ども達は、最も不幸な存在である。こうした子ども達一人一人の幸せを実現することは、特別区と都の重要な共同の責務である。都立練馬児童相談所と力を合わせ、全力を尽くしていく。

児童相談行政について2

【質問】

6月1日、都立の児童相談所が区の子ども家庭支援センターの同一施設内に開設された。これは区の高い見識により実現できたもので、歴史的な功績となると評価する。今後、こ

の児童相談体制「練馬区モデル」が都内に広がることで、全ての子どもたちの心身とも健やかな育ちに寄与することを期待する。そこで今後、どのような取組を展開していくのか、区のことを伺う。

【答弁】

全ての子どもには無条件で絶対の愛情が不可欠であり、虐待などトラウマを抱えた子どもには、これに加えて客観的で専門的なケアが必要である。この両者を同じ行政主体で担うことはできない。前者は住民に身近な区が相応しく、後者は広域自治体である都が適している。しかし、現状を見ると、多数の区立児相と都立児相が併存している。児童福祉司の育成と交流、施設入所の調整など、広域的な調整機能、専門機能の構築に、都と区が協力して取り組むことが求められている。

家庭の崩壊や虐待などで児相の対象となる子ども達は、最も不幸な存在である。こうした子ども達一人一人の幸せを実現することは、特別区と都の重要な共同の責務である。都立練馬児童相談所と力を合わせ、全力を尽くしていく。

子育て支援について

【質問】

令和6年3月、「第3期練馬区子ども・子育て支援事業計画の策定に向けたニーズ調査報告書」が策定され、区は調査結果をうけて、本年度中に「第3期子ども子育て支援事業計画」を策定する予定となっている。調査結果から見てきた子どもの成長過程における、それぞれの課題と今後取り組むべき施策の方向性を伺う。

調査報告書によると「子育てのつらさを感じることは」の質問に対して、子どもの教育、しつけが1位を占めており、共働きの家庭が増える一方で、子どもの成長に伴い、子どもとの向き合い方に悩む家庭が多いことがわかる。こども家庭庁の「就学前のこどもの育ちに係る基本的な指針」では「アタッチメント理論」を用いた子どもとのつながりが、保護者をはじめ、養育者にとって重要であることが報告されている。例えば、共働きの保護者が、20分間だけでも子どもの遊びを見ているだけで、子どもは安心感を得て、かんしゃくがなくなること等が報告されており、自己肯定感も高めるとのことである。保護者や養育者が子育てスキルを身に付けることで、子どものすこやかな成長を促し、しつけ等の不安解消にも効果的であるとのことである。

今後の計画において、「子どもカフェ」や乳幼児の子育て相談等を活用したアタッチメント理論を用いた保護者向けの子育てスキルアップの講習会の開催と、保育従事者等に対する周知に取り組まれない。区の所見を伺う。

国の「こども未来戦略・加速化プラン」には、全ての子育て世帯が保育を受けられる「こども誰でも通園制度」を2024年に制度化し、2026年から実施する方向が示されている。区においても、先行事例を参考に検討することを要望する。区の所見を伺う。

これまでリトルベビーハンドブックの作成を提案してきたが、国は作成に対しての補助金を予算化している。財源を確保し、作成する事を再度要望する。区の所見を伺う。

【答弁】

令和5年度に実施したニーズ調査では、就学前児童、小学校児童の母親の就労率が上昇し、共働き家庭が増加している。保育ニーズは依然として高く、3歳からは預かり保育のある幼稚園の希望が高まるなど多様化している。また、子育てに不安や負担を感じる保護者も増加し、支援の充実が引き続き課題となっている。子育ての在り方について、様々な考え方や価値観が存在する中で、最も尊重されるべきことは、それぞれの家族の思いである。家庭で子育てがしたい、子どもを預けて働きたいなど、多様化する子育てサービスのニーズに応える施策を展開することにより、子育てのかたちを選択できる社会の実現に向けて引き続き取り組んでいく。

国は、「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン」において、乳幼児の健全な発達には、子どもが不安な時に寄り添い安心感をもたらす経験が重要であるとしている。

区では、今後とも、練馬こどもカフェ等で実施するふれあい遊びなどの講座や保健相談所の赤ちゃん準備教室などを通じて、保護者等に愛着形成の大切さを伝えるとともに、保育従事者についても研修を行い、スキルの向上を図っていく。

区では、先月、区内保育施設等に対し「こども誰でも通園制度」の実施意向や課題を把握するため、調査を行った。制度の実施については、調査結果や先行自治体の状況等を参考とし、今年度策定する第3期子ども・子育て支援事業計画において検討していく。

出生体重が1500g未満の乳児と家族のため、退院準備から子どもの成長を継続的に記録ができるよう、東京都はNICU退院支援手帳を作成している。こんにちは赤ちゃん訪問や区内病院で配布しており、現時点では区独自のハンドブック作成の予定はない。

婚活支援について

【質問】

昨年の婚姻数は約48万組となり、50万組を下回るのは1933年以来とのことである。都は先月、結婚に対する機運を高めるイベントを開催し、マッチングシステムなどを導入して婚活支援への取組を強化している。また江戸川区では、マッチングアプリ会社と協定を結び男性の利用料を補助するなど、婚活支援に乗り出している。区としても、区の広報を利用して都のポータルサイト等の周知強化に取り組んではいかがか。また、区で新婚生活をスタートする家庭に特典や新婚生活の支援策にも取り組むべきと要望する。区の所見を伺う。

【答弁】

婚活支援は、区市町村が単独で取り組むよりも、都道府県が広域的に取り組む方が効果的であると考え。東京都は、未来の東京戦略において、結婚全力応援プロジェクトを推進し、都有施設等を活用した出会いの機会の創出支援などに取り組んでいる。「T O K Y Oふたり結婚応援パスポート事業」では、婚約・新婚カップルが、都が発行するパスポートを提示することにより、各協賛店等が提供する結婚応援サービスを受けることができる。今年度中には、マッチングアプリの提供が予定されている。今後の都の動向を注視していく。

子どもの権利条例等について

【質問】

子どもの権利条約は保障されるべき子どもの基本的人権を定めた条約である。条約は子どもの利益を最優先とし、子どもの意見表明を権利として保障するように求めている。

区の子どもたちの声を活かした施策を進めていくために、子ども権利条例を作るべきである。また、合わせて子どもたちの声を受け止めるオンブズマン制度を設けるべきではないか。区の所見を伺う。

改正民法により、親の合意がなくても裁判所の判断で共同親権が認められる。DVなどがある場合は共同親権を認めないとされているが、裁判所が正確な判断ができるのか危惧されている。法案の施行まで2年あるため、問題の多い法律を施行させないよう国に求めるべきではないか。区の見解を伺う。

【答弁】

区では、児童の権利に関する条約の理念を踏まえ、子どもの人権を尊重し、子どもの健やかな成長を保障することを基本として、教育・子育て大綱や子ども・子育て支援事業計画を策定している。この大綱や計画に基づく施策を着実に実施することを通して、子どもの権利擁護を図っている。

令和5年度に策定した第3次ビジョンをはじめ、計8本の計画の素案において、子どもを対象として意見募集を行い、200件を超える意見が寄せられた。児童生徒用タブレットについて、今よりも扱いやすく、壊れにくいものにして欲しいという意見などを計画に反映

した。また、旭丘・小竹地域の新たな小中一貫教育校の統一学園名について、児童生徒による投票を実施し、「(仮称)みらい青空学園」とした。

こうした様々な場面で子どもの意見を施策や事業へ反映しており、子どもの権利に関する区条例の制定やオンブズマン制度を設置する考えはない。

離婚後に父母双方が子の親権を持つ共同親権は、養育費の支払いや進学先の選択など、親の養育責任を明確にし、子どもの権利利益を保護するものである。共同親権か単独親権かの選択は父母の協議で決めるが、合意できない場合は家庭裁判所が子の利益を考慮してどちらにするかを判断する。DVや虐待の恐れがある場合、父母間の暴力などを背景に共同親権の行使が難しいと認められる場合は、単独親権にしなければならないとされている。

民法改正案には附帯決議が付されており、親権の単独行使の対象となる緊急手術等の急迫の事情について、具体的な類型をガイドラインで明らかにすることや、DV・虐待など多様な問題に対応するため、裁判所職員の増員や専門性の向上など、必要な体制整備に努めること等が求められている。

国および最高裁判所は、附帯決議事項について格段の配慮をすべきとされている。区が法律を施行しないよう国に求める考えはない。

保育園の待機児童と2歳1年保育について

【質問】

これまで区は1歳児1年保育を12園開園し、初めて2歳児1年保育まで実施している。1歳児1年保育は2016年以来、恒常化しており年間延べ人数で700人を超える年度もあり、昨年度は575人であった。また、1年保育の利用期間をサンプル調査したところ半年以上から12カ月も在籍する子どもたちが多数いる。こういう子どもたちを待機児童としてカウントし、あらためて実態に見合った施設整備を求める。

区による巡回は福祉部による指導監査(実地指導)と、こども家庭部による巡回支援がある。福祉部公開の報告書によると「在園児数に見合う面積が不足している」「保育士が適正に配置されていない」等、子どもの安全にもかかわりかねないような「文書指摘」が、令和4年度の一般指導検査では155施設中、75施設で確認できた。このような事例が大量に発覚していることは問題である。区の認識を伺う。

また、それらの「文書指摘」はほどなくして、ほぼ「改善済み」とされている。何をもって改善したかを伺う。

こども家庭部による巡回支援の結果は公表されていない。巡回支援の結果を公表していただきたい。また、指導監査と巡回支援の結果の両方を「入園のしおり」に封入されている各施設の欄に二次元コードを用いて明記していただきたい。区の見解を伺う。

園長経験者は保育課と計画調整課に計27人おり、無認可園など区内310施設以上の巡回支援に年間1～2回あたっている。現在、27人のうち8名の園長経験者が幼稚園2園の1年保育に従事しており、人手が幼稚園の1年保育のために削がれ、巡回支援が手薄になっているのではないかと伺う。

区は第3次みどりの風吹くまちビジョンで「専門職である区職員が保育施設に巡回する回数を増やし、保育水準の維持向上を図る」として巡回支援の充実を唱えている。この課題を今の状況でどう実現していくのか、区の考えを伺う。

【答弁】

前川区長就任以来、待機児童ゼロを区政の最重要課題の一つに掲げ、全国トップクラスとなる9,200人以上の定員枠の拡大を実現し、本年4月、4年連続で待機児童ゼロを達成した。1歳児および2歳児の1年保育事業を利用している方には、保育園の空き状況を随時ご案内し、年度途中の入園が可能となるよう取り組んでいる。待機児童数の算定については、全国の自治体が国の基準に則り実施している。基準を変えることは考えていない。今年度策定する「第3期練馬区子ども・子育て支援事業計画」において、昨年度実施したニーズ調査の結果を踏まえ、今後の保育需要を適切に算定し、待機児童ゼロを継続できるよ

う取り組んでいく。

指導検査は子ども・子育て支援法等に基づき、保育サービスの質の確保、給付費等の支給の適正化を図ることを目的として福祉部が行っている。検査基準に照らして改善すべき事項が認められる場合、文書または口頭により指摘し、速やかな改善を求めている。令和4年度に文書指摘を受けた75施設の内容は、その多くが、衛生面での対応、施設面積や勤務シフトの考え方などに対する理解不足によるものである。指摘内容の改善状況については、改善報告書等の提出や施設職員からのヒアリングにより確認するほか、必要に応じて再度現地で検査を行っている。また、指摘内容については、保育所等の設置者や施設長等を対象とした動画配信による講習等で具体的な事例を共有するなど、適正化に取り組んでいく。

保育課では、区立保育園の園長経験者が区内全ての保育施設に、年1回から2回程度巡回支援を行っている。巡回支援では、保育内容や安全対策等の相談に応じて助言等を行っており、指導検査とは目的が異なる。巡回の際には、個々の園児に応じた保育のあり方などについてアドバイスを求められることも多くあり、相談内容を公表すべきものとは考えていない。指導検査の結果は、実施要綱に基づき、既に区ホームページで公開しており、「保育利用のご案内」等への記載は考えていない。

第3次みどりの風吹くまちビジョンでは、保育水準の維持向上に向けて、巡回支援の充実に取り組むこととしている。具体的には、安全管理などテーマを絞った施設訪問や訪問前後に実施しているオンライン・架電での状況確認、アドバイス内容を記載した支援通信の発行など、これまでの経験を活かした支援を進めている。

巡回支援を担う職員の一部に2歳児1年保育事業を兼務する職員もいるが、業務に支障が出ないように取り組んでおり、今年度も全ての保育施設に対して巡回支援を実施していく。

ヤングケアラーについて

【質問】

以前、「ヤングケアラーチェックシートにより回答した子ども一人一人に担当が聞き取りを行うとともに、学校内で情報共有や見守り支援を行っている」という答弁があったが、ヤングケアラーチェックシートは具体的にどのような形で活用し、その後生かしているかを伺う。

学校・学童クラブ・介護・障害福祉・生活困窮者支援・医療など、ヤングケアラーに関わる多様な機関が、ヤングケアラーの存在に気付いたときに支援につなげる必要がある。区がヤングケアラー支援の取組をしていることやヤングケアラーの存在に気付いたときの相談先の周知はどのように行っているかを伺う。

今年度、子ども家庭支援センターにヤングケアラーコーディネーターを配置し、福祉、教育、子育て等の関係者との情報共有や支援の調整を行うということだが、例えばケアを必要としている家族と一緒にケアを担っている家族の支援、家族関係の調整など、家族全体の課題への支援も必要になる。分野を横断した連携はどのように行うのか、考え方を伺う。

東京都が2023年3月に出した「ヤングケアラー支援マニュアル」で挙げられている課題として、子ども家庭支援センターが支援の核となった場合、児童福祉の観点での対象者は18歳未満である点が挙げられている。練馬区としては、ヤングケアラーの当事者が18歳以上になった時の支援の継続についてはどのように実施していくのか、見解を伺う。

ヤングケアラーコーディネーターには、経験・知識が求められる。区では、子ども家庭支援センターの相談員がその役割を担うということだが、ヤングケアラーコーディネーターとなる人の選定の基準はどのようなものか、また継続した資質向上についてどのように取り組んでいくのか、見解を伺う。

【答弁】

区では、福祉・教育・子育て等の関係機関の連携の下に、家庭の状況により、支援が必要な子どもを早期に発見し、個々のケースに応じたきめ細かな支援に取り組んでいる。区立小中学校では全児童生徒を対象に年3回行っている「ふれあい調査アンケート」で、家族のことなどに困りごとがあると回答した児童生徒に面談を行い、ヤングケアラーチェックシートを作成している。各校の管理職、関係教職員、特別支援教育コーディネーター等で構成する校内委員会において、このシートの内容を確認し、ヤングケアラーの可能性があると判断した場合には、子ども家庭支援センターと情報共有している。また、センターでは、児童福祉等に関わる関係機関で構成する要保護児童地域対策協議会において、情報共有や調整を図り、支援方針を決定している。

区では、地域包括支援センターや障害福祉サービス事業者等と区との、事業者連絡会などで、シートの活用を促すとともに、子どもや家庭の状況に応じて、子ども家庭支援センターへ連絡するよう周知を図っている。今後とも、高齢、福祉等の関係事業者への周知の充実に取り組んでいく。

ヤングケアラーが抱える課題は多様であり、子どもや家庭の状況に応じた支援を行う必要がある。子ども家庭支援センターでは、学校や地域包括支援センター、障害福祉サービス事業者等と連携して、ヤングケアラーチェックシートを活用し、早期発見に取り組んでいる。把握した子どもや家庭に対しては、児童福祉等に関わる関係機関で構成する要保護児童対策地域協議会において、情報共有や調整を図り、支援方針を決定している。

支援にあたっては、子どもが担っている負担を軽減するため、ホームヘルプやショートステイのほか、学習支援・居場所事業、区に登録した民間事業者による見守り配食の利用など、家庭の状況に応じたきめ細かな支援につなげていく。

18歳以上でも、福祉事務所、保健相談所などと連携し、家庭の状況に応じて、福祉サービス等につなぐなど、切れ目のない支援を行っている。

今年度から、子ども家庭支援センターに、四地域ごとに一名のヤングケアラーコーディネーターを配置した。コーディネーターは、福祉や保健等の専門職である児童相談係長が担い、教育、福祉、保健等の関係機関との情報共有や支援の調整を行っている。東京都が実施する研修に参加するなど、資質の向上に取り組んでいる。引き続き、教育、福祉、保健など関係部署と連携しながら、子どもや家庭の状況に応じたヤングケアラー支援を充実していく。

令和 6 年 7 月 12 日
教育振興部保健給食課

令和 6 年度イングリッシュキャンプの実施について

1 目的

実践的な英語によるコミュニケーションの機会を増やし、学習意欲を高める。

2 事業概要

- (1) 中学 1 年生の希望者を対象に、夏季休業期間中に 2 泊 3 日で少年自然の家および周辺の自然環境を利用して実施する。
- (2) 外国人英語講師の出身国を題材とした、異文化理解の推進を図る。
- (3) 班ごとに英会話形式で発表し達成感を得る。
- (4) 入学後の人間関係形成の場として活用する。

3 前年度からの変更点

- (1) 希望する学校は、外国人講師と昼食の機会を設ける。
- (2) 熱中症対策として、各少年自然の家体育館に冷風機を設置。

4 実施期間および実施施設

令和 6 年 7 月 20 日（土）～ 8 月 9 日（金）	軽井沢少年自然の家	10 期
令和 6 年 7 月 20 日（土）～ 8 月 9 日（金）	武石少年自然の家	10 期
令和 6 年 7 月 20 日（土）～ 8 月 3 日（土）	岩井少年自然の家	7 期

5 日程

裏面のとおり

6 時間割（例）

別紙のとおり

イングリッシュキャンプ実施日程表

方面	7/20	7/21	7/22	7/23	7/24	7/25	7/26	7/27	7/28	7/29	7/30	7/31	8/1	8/2	8/3	8/4	8/5	8/6	8/7	8/8	8/9
	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金
軽井沢	1 期	2 期	3 期	4 期	5 期	6 期	7 期	8 期	9 期	10期											
	中村	豊玉	八坂	練馬	開進三	谷原	豊玉二	学園桜	大泉西	石神井東											
	154人	83人	66人	69人	78人	116人	50人	31人	141人	141人											
		田柄	大泉北	旭丘	豊溪		光丘一	北町													
		60人	73人	44人	30人		61人	75人													
武石	1 期	2 期	3 期	4 期	5 期	6 期	7 期	8 期	9 期	10期											
	上石神井	開進四	石神井南	三原台	南が丘	光丘二	開進一	開進二	練馬東	関											
	119人	144人	97人	95人	75人	102人	104人	109人	86人	103人											
岩井	1 期	2 期	3 期	4 期	5 期	6 期	7 期														
	大泉学園	大泉	石神井	貫井	光丘三	大泉二	石神井西														
	134人	222人	141人	126人	119人	133人	178人														

凡例

学校名
生徒数

※ 生徒数 = 6月25日時点の参加希望者数

イングリッシュキャンプ時間割 (例)

←英会話のみの時間帯

1日目	(指導目標)信頼関係を築く	2日目	(指導目標)チームでチャレンジ	3日目	(指導目標)表現する
午前中	健康観察・学校出発	6:30	起床・健康観察・準備	6:30	起床・健康観察・準備
11:30	バス宿舎着・開校式	7:00	朝食	7:00	朝食・部屋から荷物出し
11:45	学校と事業者との 事前打ち合わせ	8:30～ 9:00	ウォームアップアクティビティ 写真撮影	8:30～ 10:40	プレゼンテーション準備 リハーサル
12:00	昼食 (ベルデ)	9:00～ 11:30	フィールドワーク等 プレゼンテーション準備①		プレゼンテーション本番
13:30 ～ 16:30	オープニングセレモニー	12:00	昼食 (12:30から講師休憩)		クロージングセレモニー 修了証授与
	イングリッシュキャンプの 導入とグループレクチャー	13:30 ～ 16:30	アクティビティ等	10:45 閉校式	
	ウォームアップアクティビティ		プレゼンテーション準備② 寸劇やインタビュー形式の発表 に向けて資料を作成	11:00 バス宿舎発	
	異文化理解プログラム 外国人英語指導員の出身国 やルーツとなる国について 学ぶ		プレゼンテーション準備③ 発表練習 本番を想定したリハーサル	～ 16:30 帰校	
17:00	自由時間	17:00	自由時間		
18:00	夕食	18:00	夕食		
19:00	学年レク	19:00	ダンスパフォーマンス		
20:30	係会議・班活動・入浴	20:30	係会議・班活動・入浴		
21:30	健康観察・就寝準備	21:30	健康観察・就寝準備		
22:00	消灯	22:00	消灯		

時程例の中の網掛けの部分は、外国人講師による英語指導を原則とします。

それ以外は、学校主導による生活指導の時間となります。

ただし、学校と運営事業者の打ち合わせにより、各学校ごとの時程は変更となる可能性があります。

※2日目の昼食中に英語指導を行うかどうかは各学校が選択できます。希望した場合は外国人講師が同席し、昼食をとります。

令和6年7月12日
教育振興部教育指導課

令和6年度練馬区立中学校生徒海外派遣概要について

1 目的

国際理解教育を一層推進するために、友好都市であるオーストラリア・イプスウィッチ市でのホームステイおよび学校体験等を実施して友好親善を深めるとともに、国際社会に貢献する心情と態度を育成する。

2 派遣期間

令和6年7月21日（日）～7月28日（日） 8日間

3 派遣生徒人員

66人（各校 男子1人・女子1人 計2人）
練馬区立中学校 第2学年または第3学年生徒

4 派遣国および派遣都市

オーストラリア：クイーンズランド州イプスウィッチ市 他
今年度で33回目の中学校生徒海外派遣

※令和2～4年度は新型コロナウイルス感染症流行のため、中止

5 研修会日程

(1) オリエンテーション	5月22日(水)	16:30～18:00	開進第二中学校体育館
(2) 事前研修会	6月8日(土)	14:30～17:00	開進第二中学校セミナーハウス
	6月15日(土)	9:00～16:00	開進第二中学校セミナーハウス
	6月29日(土)	9:00～16:00	開進第二中学校セミナーハウス
	7月6日(土)	13:00～16:00	開進第二中学校セミナーハウス
(3) 結団式	7月17日(水)	16:30～18:00	生涯学習センターホール
(4) 出発式	7月21日(日)	14:30	練馬区役所アトリウム
(5) 帰着式	7月28日(日)	21:45 解散予定	練馬区役所アトリウム
(6) 事後研修会	8月2日(金)	13:00～16:00	開進第二中学校セミナーハウス
(7) 解団式リハーサル	8月19日(月)	13:00～16:00	練馬区役所庁舎内(予定)
(8) 解団式	8月23日(金)	15:30～16:30	生涯学習センターホール

6 訪問予定校

- | | |
|-------------------|----------------------|
| (1) イプスウィッチ州立高校 | (2) レッドバンク・プレインズ州立高校 |
| (3) ブレーマー州立高校 | (4) バンダンバ セカンダリーカレッジ |
| (5) ウッドクレスト州立カレッジ | |

7 日程および活動内容

	日程	時刻	内容	宿泊場所
第1日	7月21日(日)	15:00	出発式	■機中泊
		16:00	練馬区役所発(専用バス)	
		18:30	成田空港 着	
		21:00	成田空港 発	
第2日	7月22日(月)	6:40	ブリスベン空港 着	■派遣生および引率教員： 各ホームステイ先泊 ■本部： イプスウィッチ市内ホテル泊
		午前	観光(施設等の見学)	
		午後	観光(ネリマガーデン見学)	
		15:00	イプスウィッチ着	
16:00	ホストファミリーとの対面 各ホストファミリー宅へ移動			
第3日	7月23日(火)	9:00	ハイスクールの授業参加	■派遣生および引率教員： 各ホームステイ先泊 ■本部： イプスウィッチ市内ホテル泊
		15:00	各ホストファミリー宅へ移動	
第4日	7月24日(水)	9:00	ハイスクールの授業参加	■派遣生および引率教員： 各ホームステイ先泊 ■本部： イプスウィッチ市内ホテル泊
		15:00	各ホストファミリー宅へ移動	
第5日	7月25日(木)	9:00	ハイスクールの授業参加	■派遣生：各ホームステイ先泊 ■本部および引率教員： イプスウィッチ市内ホテル泊
		15:00	各ホストファミリー宅へ移動	
第6日	7月26日(金)	9:00	ハイスクールの授業参加	■派遣生：各ホームステイ先泊 ■本部および引率教員： イプスウィッチ市内ホテル泊
		13:00	ハイスクール 発	
		18:00	さよならパーティー	
		終了後	各ホストファミリー宅へ移動	
第7日	7月27日(土)	終日	各ホストファミリーとの生活	■派遣生：各ホームステイ先泊 ■本部および引率教員： イプスウィッチ市内ホテル泊
第8日	7月28日(日)	5:30	指定ハイスクール集合(場所未定)	
		6:00	指定ハイスクール発	
		10:30	ブリスベン空港 発	
		18:30	成田空港 着	
		20:00	成田空港 発(専用バス)	
		21:30	練馬区役所 着	
		21:45	解散(予定)	

令和6年度練馬区立中学校生徒海外派遣引率者一覧

No		所属等	職	氏名	教科等	備考
1	本部	練馬区教育委員会	副参事	佐藤 勝也		団長
2		谷原中学校	校長	鈴木 裕行		副団長
3		練馬区教育委員会	統括指導主事	小倉 哲治		事務局
4		練馬区教育委員会	指導主事	市川 朋基		事務局
1	引率教員等	関町北小学校	主幹教諭	藏田 健二	小全	
2		旭丘小学校	主任教諭	村岡 正浩	音楽	
3		石神井東中学校	主幹教諭	向井 哲朗	社会	
4		石神井西中学校	主幹教諭	齊藤 祐介	国語	
5		関町小学校	主任教諭	武田真由美	小全	
6		開進第四中学校	教諭	黒澤 佳未	外国語	
7		光が丘第二中学校	主任教諭	湯田 寿子	外国語	
8		旭丘小学校	養護教諭	浅川 円香	養護	
9		豊玉南小学校	主任教諭	佐藤 裕子	小全	
10		上石神井中学校	教諭	江田 彩芳	外国語	
添乗員 2人 (株式会社JTB)						

令和 6 年 7 月 12 日
こども家庭部子育て支援課

学童クラブへの電子連絡帳アプリの導入について

学童クラブを利用する児童の保護者の利便性向上と効率的な運営を図るため、第 3 次みどりの風吹くまちビジョン・アクションプラン（年度別取組計画）に基づき、以下のとおり、学童クラブに電子連絡帳アプリを導入し、運用を開始したので報告する。

1 電子連絡帳の概要

導入施設等	学童クラブ・ねりっこ学童クラブ計 87 施設 および子育て支援課
運用開始日	令和 6 年 6 月 10 日（月）
サービス提供者	株式会社 Fusic（フュージック）
アプリ名称	sigfy（シグフィー）
利用対象者	学童クラブ在籍児童の保護者、学童クラブ職員等
主な機能	(1) 保護者からの欠席・早退の連絡 (2) 学童クラブからのメッセージ配信 (3) アンケート機能（行事や遠足の出欠確認など） (4) 子育て支援課からの保護者および学童クラブへの一斉連絡

2 保護者への周知

電子連絡帳導入に関するご案内、児童の氏名・生年月日の登録に関する同意書兼申込書の提出についてのご案内を配布して周知を図った。

令和 6 年 7 月 12 日
こども家庭部保育計画調整課

練馬区立高野台保育園民営化実施計画（案）の策定について

高野台保育園は、令和 4 年 3 月に策定した「練馬区公共施設等総合管理計画〔実施計画〕（令和 4 年度・令和 5 年度）」および令和 6 年 3 月に策定した「練馬区公共施設等総合管理計画〔実施計画〕（令和 6 年度～10 年度）」により、令和 7 年度に民営化することとしている。

このたび、民営化の具体的な取組を明らかにするため、「練馬区立高野台保育園民営化実施計画（案）」（以下「民営化実施計画（案）」という。）を策定したので、報告する。

1 民営化実施計画（案）

別紙のとおり

2 民営化実施計画（案）の検討経過

令和 6 年 4 月 12 日 練馬区立保育所民営化検討小委員会

5 月 22 日 練馬区民営化検討委員会

3 今後のスケジュール（予定）

令和 6 年 6 月 策定

7 月 保護者説明会

12 月 令和 6 年第四回練馬区議会定例会に練馬区立保育所設置条例の一部を改正する条例案を提出

令和 7 年 4 月 民営化開始

別	紙	
---	---	--

練馬区立高野台保育園

民営化実施計画（案）

令和6年（2024年）6月

練馬区

目次

1	本計画の目的	1
2	高野台保育園の概要ならびに運営状況	1
	(1)事業の内容	1
	(2)建物の概要	2
	(3)施設運営の経緯	2
	(4)事業者評価	3
3	民営化の目的	5
4	民営化の実施内容	5
	(1)実施時期	5
	(2)民営化後の施設で提供するサービス	5
	(3)土地・建物に関する考え方	6
	(4)民営化後の運営経費に関して	6
	(5)民営化後の区の関与	6
5	民営化事業者	10
	(1)事業者の決定方法	10
	(2)候補事業者に提出を求める事業計画書	10
	(3)評価方法	10
	(4)公認会計士による団体の経営状態に関する評価	10
	(5)評価項目	11
6	民営化スケジュールの予定	12

1 本計画の目的

本計画は、令和4年3月に策定した「練馬区公共施設等総合管理計画[実施計画]令和4年度（2022年度）・5年度（2023年度）」および令和6年3月に策定した「練馬区公共施設等総合管理計画[実施計画]令和6年度（2024年度）～令和10年度（2028年度）」（以下「総合管理計画[実施計画]」という。）に基づき、高野台保育園の民営化の具体的な取組を明らかにするため定めるものです。

2 高野台保育園の概要ならびに運営状況

高野台保育園は、保育を必要とする乳児・幼児を日々保護者の下から通わせて保育を行うことを目的とする施設です。

（1）事業の内容

「児童福祉法」（昭和22年法律第164号）および「保育所保育指針」（平成29年厚生労働省告示第117号）等の規定に基づき、つぎの内容で運営しています。

【定員および在籍】

単位：人

クラス	0歳		1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
	100日以上	8か月以上						
定員	6	6	20	20	20	23	24	119
在籍	6	5	20	20	20	23	24	118

※定員および在籍は、令和6年4月1日現在

【基本保育時間】

年齢	基本保育時間
0歳8か月未満まで	午前8時30分から午後5時まで（8時間が限度）
0歳8か月から	午前7時30分から午後6時30分まで

【延長保育】

年齢	延長保育時間
1歳から	朝：午前7時から午前7時30分まで 夕1：午後6時30分から午後7時30分まで 夕2：午後6時30分から午後8時30分まで

(2) 建物の概要

施設は2階建てで、保育園単独施設となっています。

項目	内容
所在地	高野台三丁目25番17号
建築年月	平成6年9月
土地面積	2,023.11㎡
建物面積	990.37㎡
構造	鉄筋コンクリート造（地上2階）
所有状況	土地・建物ともに区所有

(3) 施設運営の経緯

高野台保育園は、昭和45年8月に区立下石神井第二保育園として開園しました。平成6年度に園舎改築に伴い現在の場所へ移転し、名称を高野台保育園に変更しました。

直営で運営していましたが、平成23年4月から「社会福祉法人尚徳福祉会（以下「尚徳福祉会」という。）に運営業務を委託しました。現在まで3回、委託契約を更新し、同法人による運営は14年目になります。

【委託事業者の概要】

項目	内容
法人名	社会福祉法人 尚徳福祉会
所在地	鳥取県米子市榎原1889番地6
設立年	平成8年
団体の目的	多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され又はその有する能力に応じ自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、社会福祉事業を行う。

項目	内容																
活動内容	1. 病児保育事業の経営 2. 保育所の経営 3. 一時預かり事業の経営 4. 生活困窮者に対して無料又は低額な費用で介護老人保健施設を利用させる事業を行う介護老人保健施設の経営 5. 老人福祉センターの経営 6. 放課後児童健全育成事業の経営 7. 小規模保育事業の経営 8. 幼保連携型認定こども園の経営 9. 地域子育て支援拠点事業の経営																
運営施設数	32施設（東京都ほか3県で運営） <ul style="list-style-type: none"> ・うち12施設は、横浜市、川崎市、中野区、杉並区から移管を受けた民営化施設 ・うち4施設は練馬区、東京都、および鳥取県南部町から運営業務を受託した施設 <table border="1" data-bbox="612 875 1386 1249"> <thead> <tr> <th>施設類型</th> <th>施設数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>認可保育園・認定こども園</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td>学童保育施設</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>小規模保育園</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>事業所内保育所</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>介護老人保健施設</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>病児看護センター</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>32</td> </tr> </tbody> </table>	施設類型	施設数	認可保育園・認定こども園	21	学童保育施設	5	小規模保育園	3	事業所内保育所	1	介護老人保健施設	1	病児看護センター	1	合計	32
施設類型	施設数																
認可保育園・認定こども園	21																
学童保育施設	5																
小規模保育園	3																
事業所内保育所	1																
介護老人保健施設	1																
病児看護センター	1																
合計	32																
基本金	31,821,121円																
職員数	868名（令和5年3月1日現在・非常勤を含む。）																

（4）事業者評価

委託期間中に実施した、最新の令和5年度の評価結果は良でした。

また、東京都の福祉サービス第三者評価も定期的に受審しており、令和4年度の運営状況等について、良好であるとの評価を得ています。

区立高野台保育園 令和5年度事業者評価委員会評価結果

評価項目および評価の視点	評価	評価理由・改善すべき点等
1 組織体制 (1) 練馬区情報セキュリティポリシー、個人情報保護条例および情報公開条例に準拠した規程を設け、必要な措置を講じているか。 (2) 労働基準法、労働安全衛生法、育児・介護休業法等、労働環境に関する法令等を遵守しているか。 (3) 利用者への人権への配慮および基本的人権の認識ができていないか。法令等を遵守しているか。 (4) 練馬区環境マネジメントシステムの趣旨を踏まえた業務を行っているか。	優	(1) 区の「情報セキュリティ研修」を全職員に実施するなど、区立委託園として必要な措置を講じている。 (2) 公設民営の園であり、規程や必要な措置が講じられている。就業規則、福利厚生に係る規則もきちんと整備されている。 (3) 様々な法令等を遵守する姿勢を示し、それに適した規程を設けるなど、組織として必要な措置を講じている。 (4) 環境学習を取り入れる等、環境マネジメントへの配慮もうかがえる。
2 施設運営体制 (1) 保育園に対する事業者としてのサポート体制は確立されているか。 (2) 現場での問題を法人全体でサービス向上にむけ改善できる体制があるか。 (3) 計画的に職員研修を行うなど、職員の育成に努めているか。 (4) 苦情処理の規程と体制を整備し、苦情の際に適切かつ迅速に対応ができていないか。 (5) 保育計画の振り返り、改善の取組や職員間の共有ができていないか。 (6) 保育内容、行事への取組が適切か。 (7) 健康管理・保健業務・健康教育の取組が適切か。 (8) 障害児保育や児童虐待防止等に関する取組は適切か。 (9) 離乳食、食物アレルギーへの取組は適切か。 (10) 給食の提供、衛生管理の取組は適切か。 (11) 園長が運営全般を把握し、リーダーシップを発揮しているか。 (12) 東京都福祉サービス第三者評価の結果は良好か。	良	(1)、(2) 保育アドバイザー(エリアマネージャー)が園訪問や職員の個別相談に応じている。相談体制など法人のサポート体制は、しっかりできている。一方、保育アドバイザーである前園長がこれまでの実態を把握しているという前提で進められている。新たな事案、突発的な事象が起こった際にも対応できる充実したサポート体制が望まれる。 (3) 職員研修は外部研修、法人内研修、区の研修、園内研修と受講の機会を設けている。法人内研修を積極的に行うなど、非常勤職員も含めて研修体制を回っている。 (4) 苦情解決体制は、園長・副園長が窓口となるほか、第三者委員のお知らせを掲示。常時意見箱を設置し、毎年保護者アンケートを実施するなど、苦情や保護者意見を受け取る姿勢が見られた。 (5) 保育所の評価・保育士の自己評価・自己チェックリストの実施をしている。保育の質の向上、職員の資質・能力の向上を目指して、計画的な研修の実施、自己評価の取り組みが望まれる。 (6) 保育計画はPDCAサイクルを実行し、小学校教育との連続性を意識している。幼児のあそび会・年長児の荒馬・0歳児～5歳児クラスまでのリズム遊び・竹馬等を取り入れている。 (7) 行事後、保護者から感想をもらうことや年間事業が表にまとめ分りやすいが、保護者参加行事は印を明記した方がよい。季節の行事に関する作品は、どの年齢も子どもが経験する内容がほぼ一律であった。 (8) 乳幼児の発達を見通した保育内容、行事への取り組みとなるよう学ぶ必要がある。 (9) 看護師による子どもへの保健教育、栄養士・職員による食育の取り組みがある。 (10) 児童虐待について、保護者との信頼関係から、関係機関との連携まで、適切な考え方で取組を行っている。 (11)、(12) 食事に関する全般的な取り組みは行っている。食事提供には力を入れている様子が、ヒアリングからもうかがえた。アレルギーへの対応は、手順がきちんとしている。 (13) 園長は就任2年目で、前園長であるエリアマネージャーのサポートを受けている。今後、自身がリーダーシップを発揮することを期待する。カリキュラムマネジメントに関する研修、組織マネジメントに関する研修を積むことが望ましい。 (14) 東京都福祉サービス第三者評価の結果は良好で、利用者アンケートでは97.3%が満足している状況。活動・食事・信頼関係・接遇・気持ちの尊重・プライバシーの要となる箇所が90%以上の保護者満足度である。
3 施設の維持管理・安全性への配慮 (1) 施設、設備面の事故防止・安全対策。防災対策の内容は適切か。 (2) 事故防止等の対策が全職員に周知される仕組みを作っているか。 (3) 危機管理マニュアルに基づく緊急時の対応は適切か。	良	(1) 危機管理マニュアルは整備されている。また、見守りカメラの設置など、設備面で一定の対策はなされている。一方、室内の整理・整頓の状況から、日常的な防災意識に若干不安を感じた。日常からの意識を高めるように期待する。 (2) 7時から20時半まで保育を行っている。事故防止対策、防犯設備のさらなる徹底、管理職と事業者の危機管理意識の向上が望まれる。 (3) 「危機管理プロジェクト」を設置し、防災などの必要な対策の検討、実践に取り組んでおり、第三者評価でも特に良い点として評価されている。
4 効率的な管理運営 (1) 職員配置・勤務体制・採用計画が適切か。 (2) 業務委託期間中に雇用の安定が図れていたか。 (3) その他効率的・効果的な施設運営に係る取組が行われているか。	良	(1) 採用に関して、法人として様々な工夫をし、現状は適切な人員配置がなされている。一方、採用計画に関する事業者の回答は、曖昧な印象が残る。強化が望まれる。職員配置は、契約で定める以上の職員配置がされている。 (2) 定期異動などはあるものの委託期間中は安定した雇用がされている。 (3) 園運営に対する保護者の理解は得られている。今後、ICTをさらに活用し、作業の効率化や保護者との情報共有を図るなどの取組を期待する。
5 地域特性に応じた管理運営 (1) 地域との連携、交流に関する取組が適切か。 (2) 家庭との連携、保護者との信頼関係を築くための取組が適切に行われているか。 (3) その他事業者独自の取組は適切か。	優	(1) 園、事業者ともに地域交流への考え方は適切である。 (2) 家庭との連絡、連携を特に大事にし、保護者ニーズを受け止め信頼関係を築くための努力をしている。園だより・日々の様子を映像を使い配信するなど保護者と保育を共有し、安心して預けられるよう努めている。 (3) ヒアリング時に説明を受けた給食の工夫など、今後の独自事業に期待する。
6 地域への貢献 (1) 地域の保護者への子育て支援は適切か。 (2) 区民雇用・区内事業者の活用に努めているか。	良	(1) 「練馬こどもカフェ」、親子遊び、離乳食づくりなど様々なプログラムで地域との交流・子育て支援を実践している。地域の保護者への子育て支援への思いはあるが、コロナ禍の影響も残っている様子。ただし、過去の評価から、コロナ禍でも工夫をしながら地域交流を行ったことは確認できる。 (2) 非常勤職員は、ほぼ区内在住者であるなど区内雇用に努めている。地元野菜などの活用に努めてほしい。
7 過去の業務委託期間中の運営評価 (1) 過去の委託期間中の運営評価は良好か。 (2) 過去、指摘があった事項について改善が認められるか。	優	(1) 過去の評価はいずれも良好である。 (2) 指摘事項について、率直に改善しようとする姿勢はある。翌年度の評価結果から改善されていることが確認できる。
総合評価	(講評) ・法人組織として、必要な規定の整備や園へのバックアップ体制はある。 ・園運営に関しては、家庭・保護者との信頼関係の構築の努力や地域の子育て支援の実践などは高く評価できる。 ・過去の委託期間中の評価も良好であり、継続的に良好な運営が行われている。 ・現園長は在任期間が短い中で、前園長であるエリアマネージャーや法人のバックアップを受けながら、安定した園運営を行っている。今後は、園長自身が指導力を深め、園長としての思いをさらに温め、職員と一緒に園づくりを行うことを期待する。 ・今後、各項目についての指摘事項について真摯に受け止め、運営に活かしていくことを期待する。 ・総じて委託期間中の総合評価は良好であると判断する。	良

3 民営化の目的

総合管理計画[実施計画]では、民間委託後、一定期間安定的・継続的に良好な運営が行われ、サービス向上の観点から民間が担うことが望ましい施設については、民営化に取り組むこととしています。

保育園についても、業務委託後、安定的・継続的に良好な運営が行われ、運営事業者が民営化への意欲を示している場合、民営化の協議を進めることとしています。

今後、区民ニーズの変化に応じてサービスをより充実させていくことが求められます。そのため、事業者が自らの創意工夫を柔軟、迅速にサービスに反映できる体制にしていかなければなりません。また、施設は利用者と直接深く関わる対人サービスを提供するため、人材の確保・育成が重要となります。人材の育成にあたっては、長期的視点を持ち、計画的に取り組む必要があります。

このため、委託期間に限定されることなく、継続して事業者が保育運営を担い、自らの責任でサービス内容を充実できるよう、高野台保育園は令和7年度に民営化することとしました。

4 民営化の実施内容

(1) 実施時期

令和7年4月1日

(2) 民営化後の施設で提供するサービス

高野台保育園は、民間委託開始時に、区立直営園と同等の職員配置を行ったほか、障害児保育拡大など、保育サービスを充実しました。

民営化後も、延長保育、障害児保育、地域交流事業等の保育サービスを維持します。加えて、民間事業者としての創意工夫により、障害児の延長保育を実施する等、自らの責任でサービス内容を充実することや、保護者ニーズへの柔軟な対応を行っていきます。

なお、民営化後の定員については、民営化後の運営に関する事業者の意向や、現状の石神井地域での保育需要を踏まえ、下表のとおりとします。

【民営化後の定員】

単位：人

クラス	0歳		1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
	100日以上	8か月以上						
定員	6	6	20	20	20	20	20	112
内、障害児	※枠を設けずに、受入を拡充							

(3) 土地・建物に関する考え方

施設維持管理における運営事業者の主体性を高め、これまで区立施設で提供してきたサービス水準を維持し、運営の安定性・継続性を確保するため、土地を無償貸付（30年間）、建物を無償譲渡とします。

事業者が建物を所有し、建物譲渡と土地貸付を無償とすることで、事業者が大規模改修等を行う際の積立をやすくします。それでもなお、大規模改修等にかかる経費が不足する場合、積立が出来なかった期間（区立園として運営）を考慮し、区が補助することを検討します。

また、日常的な修繕も事業者が行い、経費も事業者負担となります。

(4) 民営化後の運営経費に関して

民営化後、維持修繕費、光熱水費は事業者負担となります。延長保育料は、事業者の直接収入となります。事業者は区補助金のうち、弾力運用（※）が認められている補助金から、経営努力により改修等の積み立てを行うことが出来るようになります。

※ 弾力運用：適切な施設運営の確保に関する要件を満たした場合に、修繕積立金等へ委託費を充当することが認められる。

(5) 民営化後の区の関与

① 運営費の補助

民営化は、他の私立認可保育所と同様に、運営経費について区が補助を行います。財源として、国および東京都から交付される補助金を活用します。

現在、区は高野台保育園の運営業務委託料として、年間約2億4,900万円を支出しています。財源の内訳は、保育料が約2,500万円、残りの約2億3,200万円は区が負担しています。（令和5年度実績ベース）

民営化後の定員（112名）で試算した場合、約2億3,800万円を区が事業者に支出しますが、新たに国および東京都から区に対して補助金が交付されます。

■ 民営化後の試算

(1) 民営化前（定員123名）

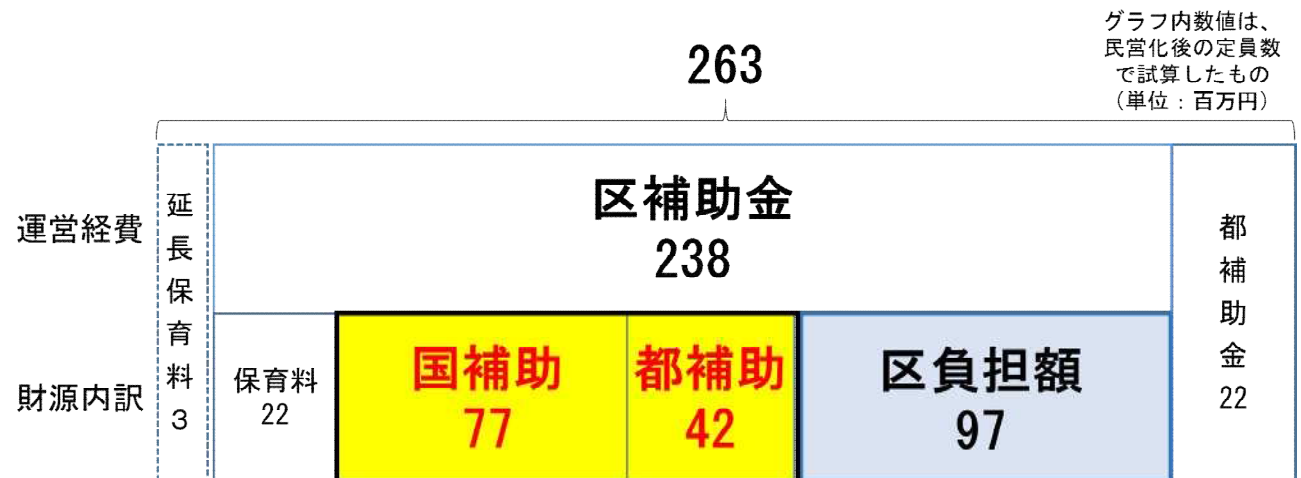
区立施設のため、区は事業者に対し、運營業務委託料を支払っています。



※運營業務委託契約による（令和5年度実績ベース）

(2) 民営化後（定員112名）

民間施設のため、区は事業者に対し、運営経費を補助します。



※ 国が定める令和5年度の公定価格等に基づく試算



民営化後は、新たに国および東京都から、
区に対して補助金が交付されます。

② 協定の締結

民営化にあたり、施設運営に係る以下の内容を含む協定を新たに締結します。協定には、民営化後の保育サービスについて、区が求める内容を盛り込みます。

延長保育、地域交流事業等の、委託期間中の保育サービスを維持するほか、区立園と同様に、災害発生直後には一時的に避難する場所として地域住民の受入れを行います。

障害児の受入れを拡充し、障害児の延長保育を行います。また、医療的ケア児の受入れを開始するなど配慮が必要な児童に対するサービスを充実します。

事業者の創意工夫による保護者ニーズへの対応について、今後、事業計画書等で提案を受ける内容を協定に盛り込みます。

また、サービス提供に必要な職員配置を確保・維持することを運営条件とします。

協定の内容は必要に応じて、区と民営化事業者とで協議を行い、見直します。

【主な協定の項目】

- (1) 土地・建物に関する基本的な考え方
- (2) 指定用途
- (3) 運営経費の補助
- (4) 運営条件
- (5) 保育事業
- (6) 実地調査
- (7) 物品の譲渡
- (8) 事業の廃止
- (9) 協定の変更・失効

③ 巡回支援

児童福祉法、子ども・子育て支援法、保育所保育指針に基づき、区内の保育施設が、乳幼児の健やかで安全な生活の場となるために、保育の質の向上と保育事故の防止、子どもの人権擁護等を目的とし実施します。民営化当初は実施回数を増やします。

※ 東京都および練馬区が行う「指導検査」とは位置づけが異なります。
指導検査・評価を行うものではありません。

(1) 巡回訪問による確認

区職員が訪問し、保育の様子、保育室内の状況等を確認します。

散歩や保育室で遊んでいる様子・食事の様子、転倒・落下防止策など安全対策、遊びの環境、衛生管理などを確認します。

(2) 書類による確認

区職員の訪問時、園から次の書類提出を求めます。安全計画（事故対応簿、ヒヤリハット記録、睡眠観察表、散歩確認表、避難訓練計画、実施記録など）、人権擁護、給食調理などを確認します。ICT化されている書類は、タブレット等の画面上で確認します。

(3) 園長からの聞き取りによる確認

区職員が、園長から運営状況を聞き取りします。不適切な保育が行われていないか、職員育成について、保護者対応の状況などを確認します。

④ 指導検査

東京都が児童福祉法（認可制度）に基づき指導検査を実施しています。

平成27年4月の子ども・子育て支援法施行に伴い、特定教育・保育施設の指導監査の権限が区市町村に付与されたことにより、区は特定教育・保育施設に対して、子ども・子育て支援法（認可制度）に基づく指導検査を実施しています。このため、保育所は児童福祉法の認可保育所として都の指導検査を受けるほか、特定教育・保育施設として区の指導検査を受けることになっています。

区では、「練馬区特定教育・保育および特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例」の他、児童福祉法、子ども・子育て支援法等の関係法令に照らし、施設の適正かつ円滑な運営および保育サービスの質の確保ならびに施設型給付費（委託費）等の適正化を図ることに主眼を置いて指導検査を実施しています。

指導検査の実施形態としては、一般指導検査と集団指導があり、一般指導検査は、施設種別ごとに日程を定め、施設または当該施設を運営する法人等の事務所に赴き実施しています。集団指導は、指導対象となる施設を選定し、運営に関する基準、指導事例等について動画配信等の方式で実施しています。

その他、条例、法令等に違反し、その運営が著しく適正を欠くために施設等の運営等に重大な支障を及ぼしているおそれがあると疑われる場合等には特別指導検査を実施することもあります。

5 民営化事業者

(1) 事業者の決定方法

「2 高野台保育園の概要ならびに運営状況」に記載のとおり、現在の委託事業者である尚徳福祉会のこれまでの運営状況を良好であると評価しています。このため、現在の委託事業者である尚徳福祉会を候補事業者として協議を進めます。

尚徳福祉会は、高野台保育園の民営化に当たり、事業計画書を作成し、法人の経営状況等が確認できる書類とともに区に提出します。

尚徳福祉会より提出された事業計画書等で民営化後の運営等の考え方を確認し、民営化事業者として決定します。

(2) 候補事業者に提出を求める事業計画書

運營業務委託事業者の選定に準じて、民営化事業者を選定するために、法人の経営状況、施設の運営実績や収支状況が確認できる書類とともに、事業計画書の提出を求めます。

事業計画書では、今後の資金計画や施設の維持管理・安全性への配慮等の基本的事項に加え、事業者の創意工夫によるサービス向上に関する提案を求めます。

【事業計画書の項目】

- (1) 資金計画（利用料・補助金などの収入、人件費・運営費などの支出）
- (2) 効率的運営・効率化への取組
- (3) 法人の組織体制
- (4) 運営実績
- (5) 第三者評価結果
- (6) 施設運営体制・職員配置
- (7) 運営経験を生かした取組（サービス水準の維持および向上の考え方等）
- (8) 施設の維持管理・安全性への配慮
- (9) 保育内容に関する各種計画
- (10) 地域への貢献
- (11) その他、自主事業等の提案

(3) 評価方法

- ① 評価は、評価項目ごとに民営化に適切な団体が確認を行います。評価項目ごとの評価をもとに総合評価を行います。
- ② 民営化検討小委員会として評価を行い、民営化検討委員会に報告します。民営化検討委員会は民営化検討小委員会の評価結果について審議し、最終評価を行います。

(4) 公認会計士による団体の経営状態に関する評価

団体の経営状態については、公認会計士による評価を行い、その評価結果を踏まえて民営化検討小委員会および民営化検討委員会として評価します。

(5) 評価項目

民営化事業者の決定にあたっては、以下の評価項目により、候補事業者を審議・評価します。

	評価項目	評価基準	
団 体 審 査	1 経営状態	(1)収益性 (2)安定性・持続性 (3)合理性 (4)効率性 (5)経営自立性	
	2 組織体制	(1)個人情報保護および情報セキュリティ確保のための取組 (2)情報公開の取組 (3)法令等の遵守(労働関係法令の遵守を含む。)に対する法人の取組 (4)法人運営の基本理念 (5)法人役員の経歴、理事会等の組織の適切な機能	
	3 運営実績	(1)認可保育園運営の実績 (2)利用者等への対応(人権に配慮した対応、接遇に関する取組等) (3)第三者評価結果	
提 案 審 査	4 施設運営体制	(1)現在のサービス水準の維持および向上のための具体的提案 (2)職員配置(資格・経験含む)、勤務体制が適切か (3)雇用形態、賃金体系、福利厚生は適切か (4)研修体制が適切か。研修内容および結果を実践にどう生かしているか。 (5)事故防止・安全・防災対策の取組および周知 (6)個人情報の適切な管理 (7)苦情対応の体制および対応策 (8)施設の運営に対する法人のサポートと体制	
	5 運営経験を生かした取組	(1)当該施設の委託事業者として培ったノウハウを生かした今後の取組	
	6 施設の維持管理・安全性への配慮	(1)日常的な点検体制 (2)災害その他緊急時の危機管理体制 (3)管理上の不具合や問題の区への報告体制	
	7 保育内容	(1)保育理念、保育目標が適切か。保護者・職員へ周知されているか。 (2)保育計画、行事等の取組が適切か (3)保育計画の振り返り方法、改善の取組や職員間の共有 (4)保育士および保育所の自己評価の取組 (5)健康管理・保健業務・健康教育の取組 (6)障害児保育に関する取組、児童虐待への対応の取組 (7)医療的ケア児受入れの取組 (8)特別保育事業に関する取組 (9)家庭との連携、保護者との信頼関係を築くための取組 (10)離乳食、食物アレルギーへの取組 (11)食材の調達、衛生管理の取組 (12)地域との連携・交流に関する取組 (13)園長候補者の経験、実績 (14)その他、法人独自の取組	
	8 地域への貢献	(1)区民雇用の促進(非常勤・臨時職員を含む) (2)区内事業者の活用	

6 民営化スケジュールの予定

時期	主体	項目
令和6年4月	民営化検討小委員会	民営化実施計画（案）を審議、 民営化検討委員会に報告
令和6年5月	民営化検討委員会	小委員会の報告を受け、 民営化実施計画（案）を審議
令和6年6月	練馬区	民営化実施計画（案）を議会報告
令和6年7月	事業者	区に事業計画書等を提出
令和6年9月	民営化検討小委員会	事業計画書等を踏まえ、民営化候補事業者を 評価・審議し、民営化検討委員会へ報告
令和6年11月	民営化検討委員会	小委員会の報告を受け、民営化事業者について 審議する
令和6年12月	練馬区	練馬区立保育所設置条例の一部を改正する条例を議会に提出。建物の無償譲渡についての議案を議会に提出。
		民営化事業者、施設運営に関する基本協定（案）について議会に報告
令和7年3月	練馬区	土地の無償貸付契約、建物の無償譲渡契約の締結
令和7年4月	事業者	民営化開始

練馬区立高野台保育園民営化実施計画（案）

令和6年（2024年）6月

発行 練馬区教育委員会事務局 こども家庭部 保育計画調整課

住所 〒176-8501 練馬区豊玉北6-12-1 練馬区役所 本庁舎11階

電話 (03) 3993-1111（代表）

F A X (03) 5984-1220

練馬区ホームページ <https://www.city.nerima.tokyo.jp/index.html>